

L いじめ防止

1 いじめに対する基本的な認識

本校は、いじめに対して基本的に次のような認識をもち、その未然防止と早期解決のために、組織的かつ計画的に対応していきます。

- (1) いじめは、一定の人間関係にある他の児童によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為で、対象になった児童が、心身の苦痛を感じているものととらえます。
- (2) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものととらえます。
- (3) いじめは、人間として許されない、卑怯な行為です。
- (4) いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、児童、家庭、地域、関係する機関等が一体となって取り組むことにより初めて可能となります。
- (5) 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われます。いじめの問題もこの例外ではなく、大人が「いじめのない社会をつくる」とする認識の共有が不可欠です。

2 いじめの防止に向けた取り組み

- (1) 児童にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるとの認識のもと、学校を挙げていじめ防止に取り組めます。
- (2) いじめ防止に視点をあてた学校経営、学級経営等は、児童が安心して学校生活を送れることにつながり、ひいては学力向上などの教育目標の実現につながるとの共通理解に基づき、積極的にいじめ防止指導に努めます。そのためにも校務の効率化を進めます。
- (3) 校長は、年度当初、「いじめ防止基本方針」を教職員に周知徹底し、いじめ防止に向けた取組の充実を図ります。また、児童、保護者、地域等に説明します。
- (4) 「いじめ問題対策委員会」を中心に、学校を挙げていじめ防止に取り組めます。
- (5) 「いじめ問題対策委員会」は、校長の指示のもと、いじめの防止等の取組のための連絡、調整にあたります。
- (6) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動、規範意識醸成のための取組等の充実を図ります。
- (7) 携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめに対する対策の充実を図ります。
- (8) いじめの防止等の校内研修を企画・実施します。
- (9) 児童自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を促進します。
- (10) いじめられても抵抗できず一人で我慢したり、いじめに遭遇しても制止したりできない児童が多い現状を克服するために、自分の考えをもち、しっかり表現し、主体的に行動できる児童を育成するために、授業改善をはじめとする多様な取り組みを推進しま

す。

- (11) いじめ防止は、人権を守る取組であり、それと矛盾する教職員による体罰や暴言等
はあってはならないことです。教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚をもって児童の指
導にあたります。

3 いじめへの対処に関する方針

- (1) 学校を挙げていじめ防止に取り組んでいる場合でも、いじめは起こり得るという
考えのもと対応の充実を図ります。
- (2) いじめの早期発見のための定期的な調査を実施します。
- (3) 在籍する児童がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無
などの確認し、その解決に向けて、当該学級や学年を中心に組織的に対応します。
- (4) いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知
識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童や保護者に対する支援及びいじ
めを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行います。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携し
て対処します。特に、児童の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき
は、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請します。
- (6) いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起こ
らないよう配慮します。
- (7) 校長及び教員は、いじめを行っている児童に対して、教育上必要があると認める
ときは、適切に懲戒を加える場合があります。
いじめを行った児童については、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所
において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童のみならず他の児童が安心して教育
を受けられるようにするための措置を講じることがあります。
- (8) 客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させます。

4 重大事態への対処

- (1) いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあ
ると認められる場合は、いじめ問題対策委員会において、速やかに調査を行います。
- (2) 重大事態が発生した際には、速やかに市教育委員会に報告します。
- (3) 市教育委員会の指導・助言の下、関係機関と緊密に連携しながら、教職員が一丸
となって問題解決のために迅速に対応します。

5 取組の評価・検証

学校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を
市教育委員会へ報告します。

Ⅱ いじめの防止等のための組織

1 「いじめ問題対策委員会」の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

2 「いじめ問題対策委員会」の役割

- 学校基本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には、いじめ問題対策委員会緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

3 「いじめ問題対策委員会」の構成

構成員は以下のとおりとする。

<p><学校の教職員></p> <ul style="list-style-type: none">・校長，教頭，主幹教諭，教務主任，副教務主任，生徒指導主任いじめ・不登校対策担当者，養護教諭，学年主任その他の関係職員（学級担任等）
<p><心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者></p> <p>※必要に応じて</p> <ul style="list-style-type: none">・スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー・弁護士，学校医，警察官経験者，学校評議員等
<p><保護者や地域住民等></p> <p>※必要に応じて</p> <ul style="list-style-type: none">・保護者の代表（PTA役員等）・地域住民・青少年健全育成会会長

4 「いじめ問題対策委員会」の構成員の役割

1 いじめ防止のための措置

〈学級担任〉

- ・日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気や学級全体に醸成する。
- ・はやしたてる、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定することになることを理解させる。
- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめにつながらないように、指導の在り方に注意を払う。

〈養護教諭〉

- ・学校教育の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

〈いじめ・不登校対策担当者〉

- ・担任等がいじめやいじめの疑いを発見した（不登校の兆候に気付いた）場合や児童生徒や保護者から担任等へ相談があった場合に、それらの情報を一元化する。
- ・いじめ問題について校内研修や会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

〈管理職〉

- ・全校集会などで、校長がいじめは絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
- ・児童が自己有用感を高められる場面を積極的に設けるよう教職員に働き掛ける。

2 早期発見のための措置

〈学級担任〉

- ・児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童の変化や危険信号を見逃さない。
- ・休み時間や放課後の児童との交流や日記等を通じ、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

〈養護教諭〉

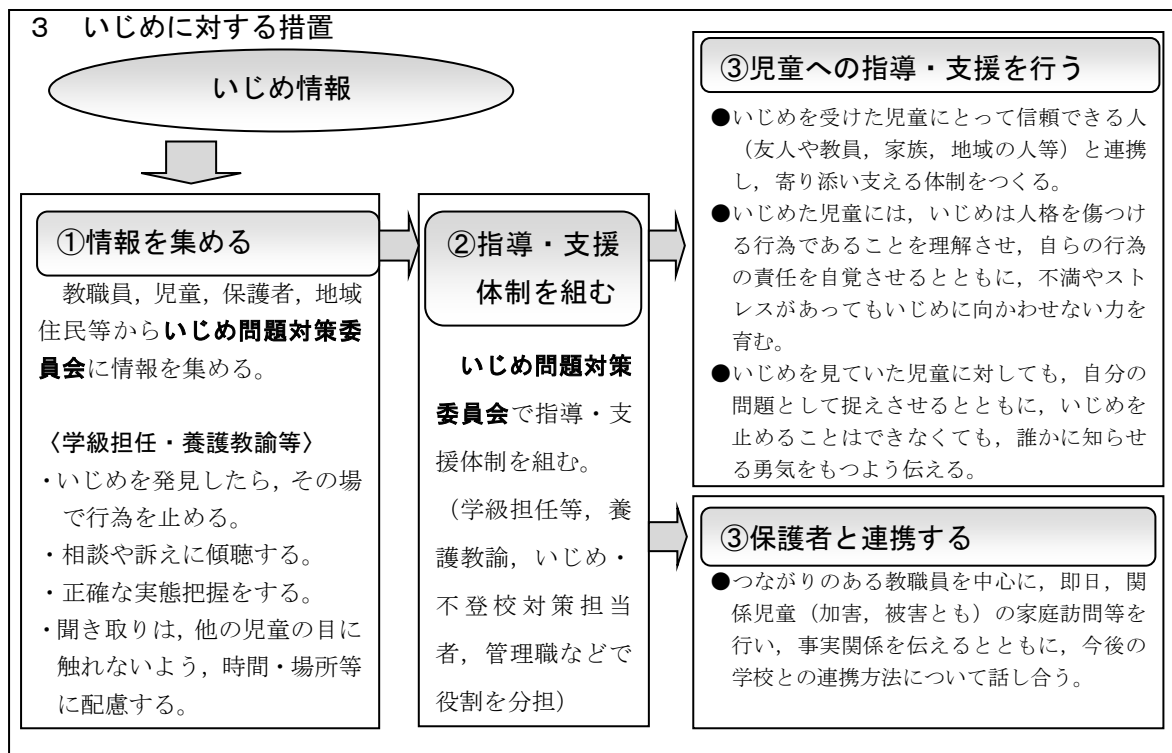
- ・保健室利用の児童の会話等で、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

〈いじめ・不登校対策担当者〉

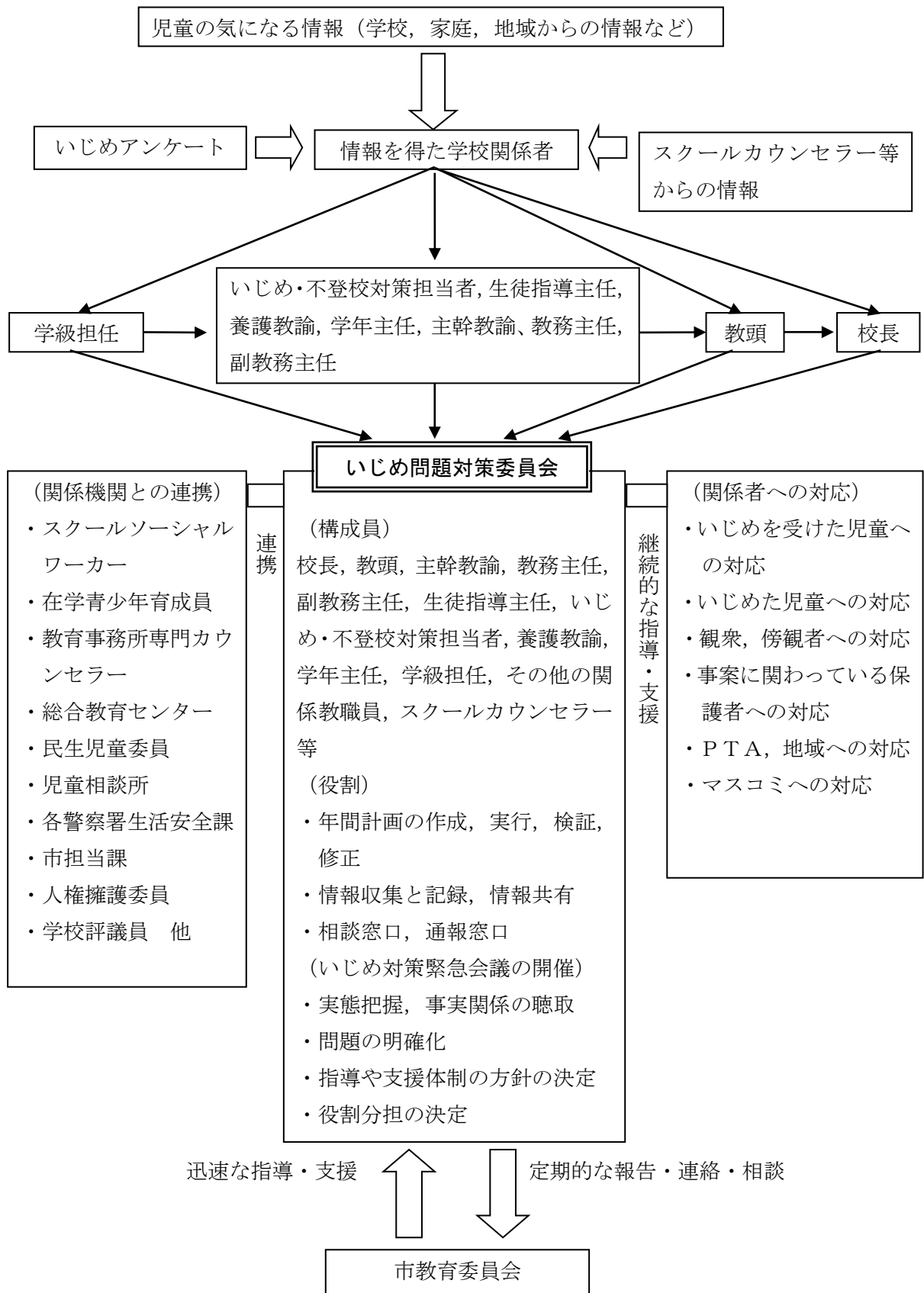
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口についての周知を図る。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の巡回等において、異常の有無を確認する。

〈管理職〉

- ・児童及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・校内の教育相談体制が機能しているか定期的に点検する。



Ⅲ いじめ問題対策委員会



IV いじめ対策年間計画 ■：教職員間の活動 ○：児童，教師，保護者の活動

	実施計画		留意点等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■学校間，学年間の情報交換 指導記録の引継 ■いじめ対策に係る共通理解・いじめ問題対策委員会の設置・いじめの未然防止に向けた取組の確認 ○いじめ根絶宣言（校長の決意を表明） ○学級開き，人間関係づくり，学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 ○児童自宅確認・教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議等 始業式等 学級活動 PTA 総会 学級懇談会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの被害者，加害者の関係を確実に引き出す。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○行事等を通じた人間関係づくり ■校内研修「いじめの未然防止」 		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○話し合い活動「学級の諸問題」 	学級活動	<ul style="list-style-type: none"> ・6月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価の実施 ○個人面談（教育相談）の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策を点検する。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ■SCによる教育相談に係る研修会の開催 ■教育相談に係る研修会への参加 ○夏休み明けの児童の変化の把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・相談技術を高めるために校内研修会を開催する。外部の研修会も活用する。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休み明けの教育相談の実施 ○行事等を通じた人間関係づくり 		<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み後であることから，必要に応じて教育相談を実施する。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○行事等を通じた人間関係づくり ■校内研修「いじめの早期発見・早期対応」 		<ul style="list-style-type: none"> ・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○話し合い活動「学級の諸問題」 ○教育相談の実施 	学級活動	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の人間関係の変化に留意する。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間（人権意識啓発活動） ○学校評価の実施（児童・保護者アンケート） 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権感覚を高める。 ・いじめ対策を点検する。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○冬休み明けの児童の変化の把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・児童の変化を確認する。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○話し合い活動「学級の諸問題」 	学級活動	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係の不安解消への対応を考える。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ■記録の整理，引継資料の作成 ■小中連絡会の開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。

※ 通年で月1回「いじめアンケート」を実施し，学級経営等の参考にする。